

秋の火災予防運動

【令和3年11月9日(火)～15日(月)】



『おうち時間 家族で点検 火の始末』

(全国統一防火標語)

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り火災の発生を防止することにより、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に実施されます。消防本部では、「住宅防火対策の推進」、「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」、「放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」等を重点目標とし火災予防の更なる推進を図ります。



職場やお住まいの防火対策は万全ですか？



出火原因の上位は、1位「こんろ」、2位「電灯・電話等の配線」、3位「電気機器」「たき火」

令和2年中の本市における出火原因の上位は、こんろ(4件)、電灯・電話等の配線(3件)、電気機器(2件)、たき火(2件)です。

火災を防ぐため、次のことに注意しましょう。

- ・こんろ火災を防ぐため、使用時はその場を離れず、周りに燃えやすいものを置かない。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く。
- ・配線コードは束ねたり、家具などに挟み込まない。
- ・火入れ・たき火等による火災を防ぐため、消火の準備をしておく。
- ・乾燥時及び強風時には行わない。※火入れ…土地を肥やすため、山野の枯れ草や雑木などを焼くこと。
- ・電気機器の使用方法を理解し、間違った使い方をしない。



防火管理（責任）者を中心に再確認を！

一定規模以上の事業所等（マンション含む）では、防火管理者の選任と消防計画の作成が必要です。そのほかの事業所並びに各ご家庭についても火災が発生した場合の対応を話し合うなど、いざという時に備えましょう。また、出火防止対策についても確認しましょう。



避難経路の確認を！

階段、廊下、避難口、防火戸などの適切な維持管理は防火上非常に重要です。これらの付近に避難の障害となるものが置かれていないかを確認してください。また、非常口の位置や避難の経路を確認し、火災時の避難方法の再確認をお願いします。



消防訓練を実施しましょう

いざという時のため、日頃から消防訓練を実施しましょう。防火管理者が必要な事業所等では、消防計画に基づいた消火、避難及び通報訓練が義務付けられています。そのほかの事業所等についても消火器などの消防用設備等の設置位置を確認するとともに、取り扱い訓練を行なうなど出火対策に努めましょう。



住宅火災 いのちを守る 10 のポイント

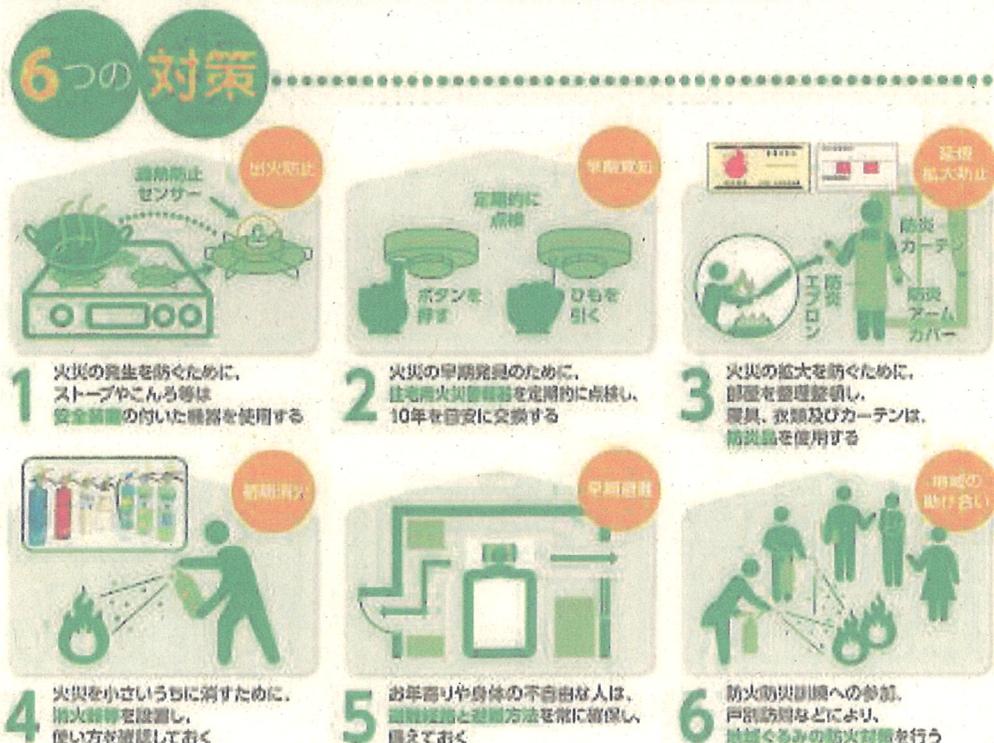
4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く。



6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



出典：総務省消防庁ホームページ(<https://www.fdma.go.jp/>)

火災予防広報のお願い

ポスター掲示、電光掲示板、店(社)内放送等による火災予防広報にご協力ください。

〈店(社)内放送例〉

- ・11月9日から15日まで全国一斉に秋の火災予防運動が実施されています。放火による火災を防ぐため、ゴミは収集日を守り、その日の朝に出しましょう。また、ダンボールなど燃えやすいものを放置しないようにしましょう。
- ・11月9日から15日まで全国一斉に秋の火災予防運動が実施されています。火の取扱いには十分注意し、お出かけ前、おやすみ前にもう一度火の元を確かめましょう。住宅用火災警報器は大切な命を守る機器です。本体や電池を定期的に点検しましょう。

〈電光掲示板広報の例〉

- ・秋の火災予防運動実施中
- ・住宅用火災警報器を設置し、定期的に点検しましょう
- ・お出かけ前、おやすみ前には火の元を確認しましょう
- ・空気の乾燥時や強風時には火の取扱いに注意しましょう



乾燥・強風の季節、火災にご用心

要注意！！乾燥時・強風時の火の取扱い

秋から冬にかけて出火件数・損害額が増加します。原因としては、火気を使用する機会が増えるだけでなく、空気が乾燥し火災が発生しやすくなることや強風による火災の拡大等が考えられます。

乾燥時や強風時には特に火の取扱いに注意し、屋外での火気の使用は控えるようにしましょう。



四季別出火状況（令和2年消防白書より）

住宅用火災警報器の点検・交換を

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品や電池の寿命などで、火災を感知しなくなることがあります。機器本体や電池を定期的に点検し、10年を目安に本体の交換をおすすめします。



火事にならなくてよかった！ 住宅用火災警報器奏功事例

(茨木市消防本部 ホームページ)

火事にならなくてよかった 茨木市

検索



(問合先) 茨木市消防本部予防課 072-622-6950